

騒音障害防止のためのガイドライン見直しに関する検討会
第 6 回検討会（2 月 2 日）における議論の整理（案）

1. 騒音ばく露抑制の基本的対策について

資料 6-3 に基づき、井上委員から、労働者に騒音作業を行わせる事業者が知っておくべき騒音に関する知識と、事業者が講ずべき騒音ばく露抑制対策について説明があった。ガイドラインにおいては、一般的な対策を示すにとどまることから、ガイドライン改正後に、事業場として、音の特性を理解した上で、作業に応じて音源対策、伝播経路対策、受音者対策等を講ずるための基本的対策である。これに関し、次のような議論があった。

- 設備を設置した後に、設備の周囲を囲うなどの一般的な対策は、効果も限定的で作業に制約となることが多い。費用対効果を考えると、設備を設置するときに事業場の実務に詳しい関係者が関与して対策を講ずることが望ましい。
- 衝撃音についても視野に入れるべき。衝撃音を発する作業は多いものの、等価騒音レベルに応じた対策で不十分なところに注意喚起ができればよい。著しい衝撃音が発生する作業場においては、等価騒音レベルによる管理で過小評価することがないように、必要に応じて聴覚保護具の選定に留意する等の現実的な対策を講ずるのがよい。

2. ガイドライン見直し方針の検討について

厚生労働省から、資料 6-4 及び資料 6-5 に基づき、ガイドライン見直し方針案についての説明があった。これは、第 5 回検討会で示されたガイドライン見直し骨子案をもとに、議論を踏まえて内容を充実させたものである。

説明は、（1）対象作業、リスクアセスメント等、（2）作業環境管理と騒音ばく露低減措置等、（3）健康管理と労働衛生教育、（4）別表第 1、第 2 に分けて行われた。これに関し、以下のような議論がなされた。

（1）対象作業、リスクアセスメント等

- 安全衛生管理体制の記述に関し、建設工事現場においても、あくまで個々の事業者が管理すべきものであることを明確にすべき。責任の所在を明らかにした上で、元請はそれを指導、援助する役割を担うことになる。騒音を発する工具、機械についても、作業に伴い持ち込まれる機械と、建設工事現場に備え付けの機械設備とでは、管理の主体が異なる。
- 作業場ごとに騒音障害防止対策の担当者を決めて管理することは有効だが、職長クラスが適任。規模により、それらを衛生管理者が統括するのがよい。
- 労働安全衛生法に基づく計画の届出において、現行ガイドラインで騒音防止対策の概要を添付するとされている。設備等の設置時の対策が有効という点は理解しつつも、恒久的な設備でない建設工事については、必要な措置を講

ずることがわかる程度の記述でよいこととし、解説に盛り込むべき。

(2) 作業環境管理と騒音ばく露低減措置等

- 屋外での騒音ばく露レベルの測定を6カ月以内ごとに行うことに関し、工具等を持ち込み複数の建設工事現場で作業に従事させる場合は、現場単位でなく所属事業者が測定を行うこととなる。同じ工具を用い、作業状況等が大きく変わらない場合は、個々の工事現場での測定が必要なわけではない。ばく露測定結果に応じた聴覚保護具の選定や定期健康診断実施の判断は、当該6か月間は有効となる。その後は再測定となるが、騒音の状況が大きく変わらないと判断した上でデータを再利用する余地はある。
- 屋外での騒音ばく露レベルの測定の実際は、ガイドラインで詳述されないが、建災防が作成する教育教材などの資料で実務的な対応を示してもらうことにより、現場で安心して対応ができる。普及、定着を円滑に進めるためには、ガイドラインでは基本的な対策が示され、業界ごとに詳細を自主的に定めることが最適である。
- 個人ばく露測定の実施者は、資格の定めはないが、作業環境測定の場合と同様に、測定の専門家や事業場の実務に詳しい者、あるいは作業環境測定機関が行うことが望ましい旨、解説などに記載される。事業場の実務に詳しい者については、騒音の測定に関する実務に習熟できるよう、管理者向けの労働衛生教育において配慮すべきである。

(3) 健康管理と労働衛生教育

- 健康管理区分は、聴力低下の原因によらず聴力検査結果に基づく区分であり、もっぱら現場の労働衛生管理に活用するためのものであることから、その旨をわかりやすく記載するのがよい。なお、聴力低下の原因が業務と関連があるかどうかを含めた診断は、別途、耳鼻科医や騒音性難聴を専門とする担当医に判断してもらう必要がある。

(4) 別表第1、第2

- 特に意見なし。

3. 今後の進め方

資料6-4及び資料6-5について、追加のコメントがあれば2月10日までに事務局あて提出すること、特に資料6-5に示す作業場の一覧については、例示であることを前提としつつも、実務に役立つものにする観点から、業界の実情に詳しい関係委員及び建災防に詳しく確認してもらうこととなった。

事務局においては、本日の議論及び各委員等から提出された意見を踏まえて見直し方針案を修正し、あらかじめ修正案を各委員に回付した上で、2月24日に検討会を開催して最終案の確認を行うこととされた。